

# 魅力ある景観を守るため

# 景観重要建造物に指定

市では、景観上優れた外観を持つ建造物を所有する方々への支援を行うことにより、地域の個性ある景観づくりの核となる建造物の維持、保全および継承を図ることを目的として、積極的に景観重要建造物の指定を行っています。

## 景観重要建造物の指定とは

景観重要建造物の指定制度は景観法に基づき、地域の良好な景観の形成に重要な建造物（建築物および工作物）について、所有者などの意見を伺ったうえで景観行政団体の長（高山市長）が指定を行う制度です。指定を受けた建造物について

は、所有者に適正な管理をお願いするほか、現状変更の際には市への協議が必要となりますが、相続税の優遇措置や、建造物の外観の修理などに対する市の補助制度が活用できます。今回、初めて左記の建造物を指定しました。

問合せ先

都市整備課  
☎ 35-3176

## 今回指定した景観重要建造物

### 天狗総本店（本町1）

本町通り商店街の角地に精肉店として建築された昭和初期の洋風建築。

高山を代表する洋風店舗建築として、商店街の良好な景観形成に重要な役割を果たしています。



### 旅館かみなか本館および土蔵（花岡町1）



明治時代、町勢拡大とともに発展した花岡町に建築され、当時の姿のまま残る旅館建築。

周辺の町並みが変化していく中で、往時の雰囲気伝える貴重な建造物であり、高山の歴史文化を印象づける存在として、良好な景観の創出に重要な役割を果たしています。

### 旧山岸写真館店舗兼主屋および土蔵（馬場町1）

城山公園への登り口に、写真館として建築された昭和初期の洋館。

高山の近代化を彩ったモダンな外観が往時を偲ばせており、周辺のさまざまな時代の建造物とともに、風趣に富んだ町並み景観の形成に重要な役割を果たしています。



## シリーズ

# マイナンバー（個人番号）と個人番号カード

平成27年10月から、住民票を有する全ての人に12けたのマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月からは個人番号カードが発行されます。

これにより、平成28年1月からは従来の住民基本台帳カード（住基カード）は発行されなくなります。住基カードは有効期限（取得から10年間）まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。



## 個人番号カードと住民基本台帳カードの比較

利便性	交付	様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身分証明書としての利用</li> <li>● 独自サービスの利用（コンビニ交付など）</li> <li>● 電子証明書による電子申請などでの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手数料：800円（電子証明書付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票コードの記載なし</li> <li>● 顔写真の記載は選択制</li> </ul>	<b>住民基本台帳カード</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身分証明書としての利用</li> <li>● 独自サービスの利用（コンビニ交付など）</li> <li>● 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引などでの利用</li> <li>● 個人番号を確認する場面での使用（就職・転職、出産・育児、年金受給、病气、災害時など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手数料：国で検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号を記載</li> <li>● 顔写真を記載</li> </ul>	<b>個人番号カード</b>

問合せ先 市民課 ☎ 35-3496